

ナイスケアリング大田原かじや指定訪問介護事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社ナイスケアリングが開設するナイスケアリング大田原かじや 指定訪問介護事業所（以下「ナイスケアリング大田原かじや」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、さらに利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供をおこなうため、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

（運営の方針）

第2条 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ナイスケアリング大田原かじや
- 2 所在地 栃木県大田原市加治屋94番地106 コーポ吉崎 101

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 サービス提供責任者（常勤兼務） 介護福祉士 1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- 3 訪問介護員等 常勤・非常勤 2名以上
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。
- 4 事務員等 1名（非常勤職員）
必要な事務を行う。

（営業日）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日及び12月31日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- 4 上記の営業日及び営業時間以外におけるサービスについては利用者からの相談に可能な限り応じるものとする。

(訪問介護の内容及び利用料)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割（または2割もしくは3割）の額とする。

1 指定訪問介護

1 身体介助

2 生活援助

3 通院等乗降介助

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

1 通常の事業の実施地域を越えてから片道おおむね5キロメートル未満

300円

2 通常の事業の実施地域を越えてから片道おおむね5キロメートル以上について

5キロメートルを増すごとに

300円

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書の署名（記名押印）を受けることとする。

4 介護給付の対象とならないサービスについては原則行わない。ただしやむを得ない事情がある場合に限り、その都度利用者、家族、代理人に料金についての説明を行い同意があった場合に行う。その場合の料金については利用者の実費負担とし時間に応じて料金を徴収する。

最初の30分未満	30分を越え増すごとに15分毎につき
2000円	1000円

5 利用者の都合により当日などの急なキャンセルが発生した場合にキャンセル料を徴収することがある。ただし、利用者の急変などやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

キャンセル料は 1回の支援につき1000円とする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、介護サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時等における対応方法)

第8条 指定居宅介護等の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る家族・居宅サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、大田原市（旧大田原市）、那須塩原市（旧西那須野町）とする。上記の実施地域外については利用者からの相談に可能な限り応じるものとする。

(苦情の解決)

第10条 提供した指定訪問介護等に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

苦情に関して栃木県知事または市町村が行う調査に協力するとともに、栃木県知事または市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第 11 条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については個人情報の保護に関する法律、その他関係法令等を遵守して適正に取り扱うものとする。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（虐待防止・権利擁護に関する事項）

第 12 条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待防止、身体拘束・行動制限の廃止に関する責任者の選定及び設置

（2）虐待防止委員会、身体拘束廃止委員会の設置と運営

（3）成年後見制度の利用支援

（4）苦情解決体制の整備

（5）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（6）従業者に対する身体拘束・行動制限の廃止を啓発・普及するための研修の実施

（ハラスメント対策の強化）

第 13 条 事業所は職場におけるハラスメントの防止のため、就業規則等の整備、研修の実施、相談窓口の設置をおこなう。

（感染症対策の強化）

第 14 条 事業所は感染症対策について、以下の措置を講ずるよう努めるものとする。

1 感染症対策委員会の設置

2 研修の実施（年1回以上）

（BCP 業務継続計画）

第 15 条 事業所は、災害等の発生時に適切な運営を継続出来るよう、BCPの策定に努めるものとする。

BCP体制の責任者をさだめ、定期的な研修を行い各職員への周知を行う。

（その他運営についての留意事項）

第 16 条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1 採用時研修 採用後 1 か月以内

2 継続研修 年 1 回以上

3 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

4 事業所は、利用者等に対する指定訪問介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定訪問介護等を提供した日から 5 年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ナイスケアリングと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

1、 この規程は、令和4年4月1日から実施する。

2、 この規定は、令和4年8月1日から実施する。